

東カリマンタン州バリクパパン市における社会活動制限実施の延長

令和3年1月31日
在スラバヤ日本国総領事館

- 東カリマンタン州バリクパパン市は、これまで実施されていた社会活動制限実施（PPKM）を2月12日まで延長することを発表しました。
- 在留邦人の皆さまにおかれては、感染防止に十分留意いただくとともに、最新情報の入手に務めてください。

1 30日、東カリマンタン州バリクパパン市は、新型コロナによる死亡率が全国平均以上であること、集中治療室（ICU）及び隔離室の占有率が逼迫していること等同市における感染状況が改善していないことを理由として、1月15日から同月29日までの間、同市で適用されていた社会活動制限実施（PPKM）（上記期間中のPPKMの内容については15日付当館領事メール（<https://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/files/100137997.pdf>）をご参照ください。）を2月12日まで延長することを内容とする回章（SE Nomor:300/269/Pem）を発表しました。

2 今回発表された回章では、居住地域における監視所の設置や来訪者の時間制限（午後9時まで）等が規定されているほか、企業に対する事項としてはコロナ対策チームの設置、50%から75%の在宅勤務の実施、従業員に無症状又は軽症患者が発生した際の隔離施設の準備、保健プロトコル違反従業員への懲罰、企業来訪者への体温測定等保健プロトコルの徹底（必要により迅速抗原検査又はPCR検査の実施）、市タスクフォース（市保健局）からの指示の遵守、新型コロナに感染し快復した従業員に対し血漿（Plasma Konvalesen）ドナーとなるよう呼びかけ等が記載されています。なお、違反者には警告又は罰則が与えられるとされています。

その他社会生活に係る主な規制は以下のとおりです。

(1) レストラン、食堂、カフェにおけるイートインは収容人員の50%までとし、営業時間は午前6時から午後10時までとする。テイクアウト、出前、ドライブスルーについては営業時間通り又は24時間営業可とする。

(2) 観光施設、運動施設及びレクリエーションについては、収容人員の50%までとし、月曜日から土曜日の午前9時から午後6時まで可とする。

(3) 公共施設、公園については、収容人員の50%までとし、月曜日から金曜日の午前9時から午後10時まで可とする。

(4) 市場については、午前0時から午後6時まで可とするが、夜市の営業は不可とする。

(5) 映画館及び児童遊戯施設については、収容人員の50%までとし、午前11時から午後10時まで可とする。なお、身体接触を伴う遊具は不可とする。

(6) 夜間遊興施設、パブ、バー、カラオケ、生演奏を提供する施設、ビリヤード場、マッサージ施設については、収容人員の50%までとし、1日4時間まで営業可とする。

(7) ショッピングセンター及びモールについては、収容人員の50%とし、午前11時から午後10時まで営業可とする。

(8) 群衆を伴う地域の寄合い等は延期又は中止。

(9) 30人以上を集めるイベントについては、中止又は延期とする。ただし、延期することができないもののうち、200人以下の規模のものについては、市タスクフォースの推薦を受けることにより開催可。本回章の発出以前に市タスクフォースからの推薦を受けたイベントについては実施前に市タスクフォースに報告すること。なお、イベント開催場所において、市又は郡タスクフォース職員による保健プロトコルの確認が行われる。

(10) 礼拝施設においては、収容人員の50%までとする。

(11) 市境において、通行者に対する迅速抗原検査又は検問を行う予定である。

3 在留邦人の皆様におかれては、引き続き感染防止に十分留意いただくとともに、本規制の運用状況等最新の情報の入手に努めてください。(了)